

名誉会員候補者推薦に関する内規

制定日不詳

改正 平成 28 年 2 月 12 日

改正 令和 2 年 10 月 23 日

- 第 1 条 名誉会員は理事会の発議により総会の議決をへて推薦する。
- 第 2 条 名誉会員は、本会に対して特に功労のあった正会員の中から選ぶ。
- 第 3 条 名誉会員の推薦は同一年度に 3 名を越えないことを原則とする。
- 第 4 条 理事会は候補者推薦の原案作成のための選考会議を置く。
- 2 選考会議は、会長及び名誉会員若干名をもって構成する。選考会議の議長は会長とする。
 - 3 選考会議の構成員、選考基準および選考の経過内容については発表しない。
 - 4 選考会議の構成員の就任時の年齢は 80 歳以下とし、就任回数は 5 回を限度とする。
- 第 5 条 理事会は選考会議が作成した原案により推薦候補者を決定する。
- 第 6 条 名誉会員候補者の選考は別途定める選考基準による。

付 則

1. 本内規の改正は理事会で行う。
2. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成 28 年 2 月 12 日）から施行する。
3. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（令和 2 年 10 月 23 日）から施行する。

改正履歴

令和 2 年 10 月 23 日：第 4 条 4 項の追加